

管内酪農家における農場 HACCP 認証に向けた取り組みについて

東部家畜保健衛生所
片山進亮、香川正樹

はじめに

農林水産省では畜産農場の衛生管理を向上させるため、農場に HACCP の考え方を採り入れた管理を推進している。平成 23 年度より農場 HACCP 認証を開始し、全国各地で認証農場が増えてきている。しかしながら、本県ではまだ取り組んでいる畜産農家がないため、農場 HACCP 普及のため、取り組みを希望する管内酪農家に対して指導を実施したので、その概要を報告する。

農場の概要及び指導の発端

飼養頭数約 500 頭、パーラー搾乳(16 頭×2 列)で日量約 14t の生乳を生産し、全量を毎日特定の乳業工場へ出荷している。正規職員 9 名に加え、外国人研修生を 9 名受け入れており、毎年 3 名の研修生が入れ替わっている。衛生管理の厳格化と外国人研修生への斉一的な指導のため、農場 HACCP 認証に向けた取り組みを開始することとなった。

取組内容

1)目標

認証機関である公益社団法人中央畜産会は、農場 HACCP 認証の基準が厳しく、取り組みを開始する大きな障壁となることから、基準を緩和した農場 HACCP 推進農場を設置している。そこで、今年度は農場 HACCP 推進農場の指定を受けられる書類整備を目標とした。

指定に必要な基準には、「指導体制の確立」、「飼養衛生管理基準チェックリストの採点」、「作業工程の文書化」及び「一般衛生管理プログラム／作業手順書の作成」がある。

2)指導体制の確立

農場で HACCP チームを作成し、チーム責任者と(公社)県畜産協会、家畜保健衛生所の 3 者が月 1 回程度の会議を定期的で開催し、農場 HACCP 推進農場への指定に向けた文書化を進めた。

3)飼養衛生管理基準チェックリストの採点

農林水産省が示す飼養衛生管理基準に基づき、農場の管理状況について採点を行った。22 項目のチェック項目について、○4 点、△2 点、×0 点で採点し、基準をクリアするためには、合計 88 点中 62 点以上を必要とする。また、×になってはいけない項目(欠格条項)については、すべて基準をクリアしていた。

図 1. 指定基準

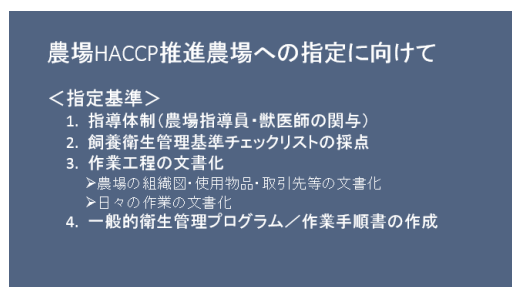


図 2. 指導体制の確立



図 3. チェックリストの採点



4)作業工程の文書化作業及び突合作業

各作業工程を文書化し、実際の作業と相違がないか現場での確認作業を行った。搾乳作業について例示すると、プレディッピング、PLテストを行った後、再びプレディッピングを行っていたが、当初はこの作業工程が抜けていた。また、タオルを2枚使用して乳房を拭いていたため、その旨付け加えた。PLテスト陽性時に、作業者に的確に周知できるよう、パーラー内にホワイトボードを備え付けるよう指導を実施した。

図4. 文書化及び突合



5)一般衛生管理プログラム／作業手順書の作成

現在、一般衛生管理プログラムと作業手順書を作成しており、今年度中に農場 HACCP 推進農場の指定を受けられる状況となった。

考察

今回の取組で、事前の打合せで作業工程を文書化した後で実際の作業と突合を行った際に多くの相違があったことは、日常行われている作業について、当該畜産農家自身（作業担当者個々に相違がある等）も十分に整理ができておらず、改めて日常作業について理解が深まったものであると考えられた。また、文書化することによって作業を具体的に示すことができ、問題が起きた時にどこに原因があるのか追跡が可能となった。さらに、家畜保健衛生所においても、具体的な作業工程が分かることで指導が行いやすくなった。農場 HACCP 推進農場への取組は、畜産農家に対する効果のみならず、家畜保健衛生所にも十分なメリットがあると考えられた。

参考資料

- 1 「農場 HACCP 構築ハンドブック 乳用牛・肉用牛編」 公益社団法人中央畜産会 発刊